

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第6条 病院に、中央診療センター(以下この条において「センター」という。)を置く。</p> <p>2 センターは、第6項に定める部及び室を総括する。</p> <p>3 センターに、センター長を置く。</p> <p>4 センター長は、病院長が指名する副病院長をもつて充てる。</p> <p>5 センター長は、センターの業務をつかさどる。</p> <p>6 センターに、検査部、手術部、放射線部、救急部、リハビリテーション部、デイ・ケア診療部、医療器材部、輸血細胞治療部、周産母子診療部、人工腎臓部、病理診断部、疾患栄養治療部、集中治療部、内視鏡部、臓器移植医療部、デイ・サージャリー診療部、遺伝子診療部、感染制御部、外来化学療法部、心臓血管疾患集中治療部、女性のこころとからだの相談室、<u>新生児集中治療部及び高度治療部</u>を置く。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、病院長が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第6条 } 2 } (同 左) 3 } 4 } 5 } 6 センターに、検査部、手術部、放射線部、救急部、リハビリテーション部、デイ・ケア診療部、医療器材部、輸血細胞治療部、周産母子診療部、人工腎臓部、病理診断部、疾患栄養治療部、集中治療部、内視鏡部、臓器移植医療部、デイ・サージャリー診療部、遺伝子診療部、感染制御部、外来化学療法部、心臓血管疾患集中治療部、女性のこころとからだの相談室、<u>新生児集中治療部、高度治療部及び脳卒中診療部</u>を置く。</p> <p>7 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成23年9月7日から施行する。</p>